

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出勤率削減状況について

ファイザー株式会社では、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、2020年2月より従業員の出勤率削減に努めています。従業員の出勤状況は以下の通りです。

【2021年1月4日～5月31日の従業員の出勤状況】

ファイザー東京本社で従業員の出勤率を96%削減

ファイザー東京本社出勤率削減に関する主な取り組みについて

政府自治体の要請や社会情勢等を鑑み、3つのフェーズに区分し、出社に関するガイダンスを作成しています。

【回復期ステップ1】 原則在宅勤務とし、オフィスへの出勤率を最大10%の上限とする。オフィス利用時は座席・会議室や使用フロアの利用制限行う。またオフィス勤務中のルールとして、常時マスク着用義務、社員間の接触の制限と外部の方の訪問を原則禁止、食事は自席のみとし、業務終了時に接触者記録を記入する。また、出社条件として、従業員は必ずオフィス使用のルールをまとめたオンライントレーニングを受講。
※緊急事態宣言発出時は「回復期ステップ1」に相当

【回復期ステップ2】 原則在宅勤務とし、オフィスへの出勤率を最大20%の上限とする。
(オフィス利用と勤務時のルールはステップ1に準ずる)

【安定期】 在宅勤務を推奨とし、社員間の1mの距離を保てる範囲でオフィスの出勤率を最大40%上限とする。いずれのフェーズにおいても、オフィス勤務時は、以下を遵守する。

- ✓ 出社前の検温
- ✓ 時差出勤を推奨
- ✓ マスク常時着用
- ✓ 出社当日は終日同じ座席を利用

弊社では、今後も、政府・自治体の方針に従い感染拡大防止に率先して努めてまいります。また、従業員と家族ならびにステークホルダーの皆さまの健康と安全確保を最優先に適切な対応を進めると共に、政府が推進する「新しい生活様式の実践」に応えるべく取り組んでまいります。